



平成 21年 5月 26日

各 位

会社名 ナカバヤシ株式会社
代表者名 取締役社長 辻村 肇
(コード番号 7987 東証第一部)
問合せ先 取締役管理統括本部副本部長 作田 一成
(TEL 06-6943-5555)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月26日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第59回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株券が電子化されたことに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除、その他所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月26日(金)
定款変更の効力発生日	平成21年6月26日(金)

以 上

【別紙】

(下線部は変更個所を示しています。)

現行定款	変更案
<p>【株券の発行】 <u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>【単元株式数および単元未満株券の不発行】 <u>第9条</u> (現行どおり) ②当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>【単元未満株式の買増し】 <u>第10条</u> 当社の株主は、<u>株式取扱規則</u>に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となす数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>【株主名簿管理人】 <u>第11条</u> (現行どおり) ② (現行どおり) ③当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>【株式取扱規則】 <u>第12条</u> 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める<u>株式取扱規則</u>による。</p> <p><u>第13条～第43条</u> (条文記載省略) (新設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>【単元株式数】 <u>第8条</u> (現行どおり) (削 除)</p> <p>【単元未満株式の買増し】 <u>第9条</u> 当社の株主は、<u>株式取扱規程</u>に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となす数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>【株主名簿管理人】 <u>第10条</u> (現行どおり) ② (現行どおり) ③当社の株主名簿および<u>新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>【株式取扱規程】 <u>第11条</u> 当社の<u>株主権行使の手続き</u>その他の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める<u>株式取扱規程</u>による。</p> <p><u>第12条～第42条</u> (条文記載省略) 附則</p> <p><u>第1条</u> <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第2条</u> <u>前条および本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>